

第 1 回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

日時 令和 2 年 5 月 12 日（火）

午前 10 時～午前 11 時 30 分（予定）

場所 浜田市役所第 2 東分庁舎 2 階南会議室

【次第】

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議題

(1) 委員長、副委員長の選出について

(2) 「浜田市まちづくり総合交付金」について

5 意見交換

6 その他

資料

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱	…資料 1
浜田市まちづくり総合交付金改正検討委員会 開催スケジュール	…資料 2
まちづくり総合交付金制度の概要	…資料 3
「浜田市まちづくり総合交付金」交付実績一覧表	…資料 4
地区まちづくり推進委員会の設立状況	…資料 5
浜田市まちづくり総合交付金制度中間検証結果	…資料 6
浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	…資料 7
浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱	…資料 8

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会委員名簿

1 委員会委員

(順不同、敬称略)

要綱上の区分	団体	職名	氏名
(1) 識見者	公立大学法人島根県立大学	教 授	金野 和弘
(2) 各種団体から推薦された者	浜田自治区地域協議会	委 員	細川 良一
	金城自治区地域協議会	委 員	塚本 守
	旭自治区地域協議会	委 員	徳川 博
	弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本 薫
	三隅自治区地域協議会	委 員	大山 祐司
	浜田市公民館連絡協議会	会 長	三浦 博美
(3) 関係行政機関の職員	島根県西部県民センター 石央地域振興課	課 長	俵 正光
(4) 市の職員	生涯学習課	課 長	村木 勝也

2 事務局

所属・役職		氏 名
浜田市 地域政策部	副部長（まちづくり推進課長）	邊 寿雄
	まちづくり推進課 地域づくり推進係長	上野 晃
	まちづくり推進課 地域づくり推進係 専門企画員	福間 裕介
	まちづくり推進課 地域づくり推進係 主事	陰山比佳梨
	まちづくり推進課 地域づくり推進係 主事	山藤 通子

3 支所出席者

所属・役職	氏名
三隅支所 防災自治課 地域振興係長	川村 政裕

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正を行うにあたり、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関すること。
- (2) 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(構成等)

第3条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関しての検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び

浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり推進課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

開催スケジュール（案）

令和2年5月12日現在

日 程		会議・議題等	備 考
5 月	12 日(火) 10：00～	第 1 回 検討委員会 〔議題〕 1 委員長、副委員長の選出について 2 浜田市まちづくり総合交付金について 3 意見交換	※現在のまちづくり総合交付金制度について整理する。
6 月	(第 1 週) (予定)	庁内関係部署協議	
	(第 2 週) (予定)	第 2 回 検討委員会 〔議題〕 ※第 1 回会議の意見を踏まえて事務局において作成した見直し内容を検討する。	
7 月	(第 1 週) (予定)	庁内関係部署協議	
	(第 2 週) (予定)	第 3 回 検討委員会 〔議題〕 ※見直し内容の検討	
8 月	(第 1 週) (予定)	庁内関係部署協議	
	(第 2 週) (予定)	第 4 回 検討委員会 〔議題〕 ※見直し内容の決定	
	(第 3 週) (予定)	庁内関係部署協議	
9 月		9 月議会定例会 ※検討結果を報告	
10 月		要綱作成・予算要求	
11 月		地域協議会（報告）	全自治区
12 月		12 月議会定例会 ※新制度報告	
1 月～ 「新制度の方針」をまちづくり推進委員会及び町内会(自治会)に対して周知 (説明会等開催)			

1 まちづくり総合交付金の目的

“協働のまちづくり”の理念のもと、住民主体による地域の特性に応じた魅力あるまちづくり活動を支援し、活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的としています。

2 交付対象団体

地域住民やNPO・ボランティア団体などで組織する「地域まちづくり団体」に交付します。高齢化が進み、単独の町内会では草刈りや清掃活動、運動会などの行事が実施しにくくなっている地域では、周辺の町内会と助け合い、一緒に活動することによって地域活動を維持することが可能になります

《地区まちづくり推進委員会》

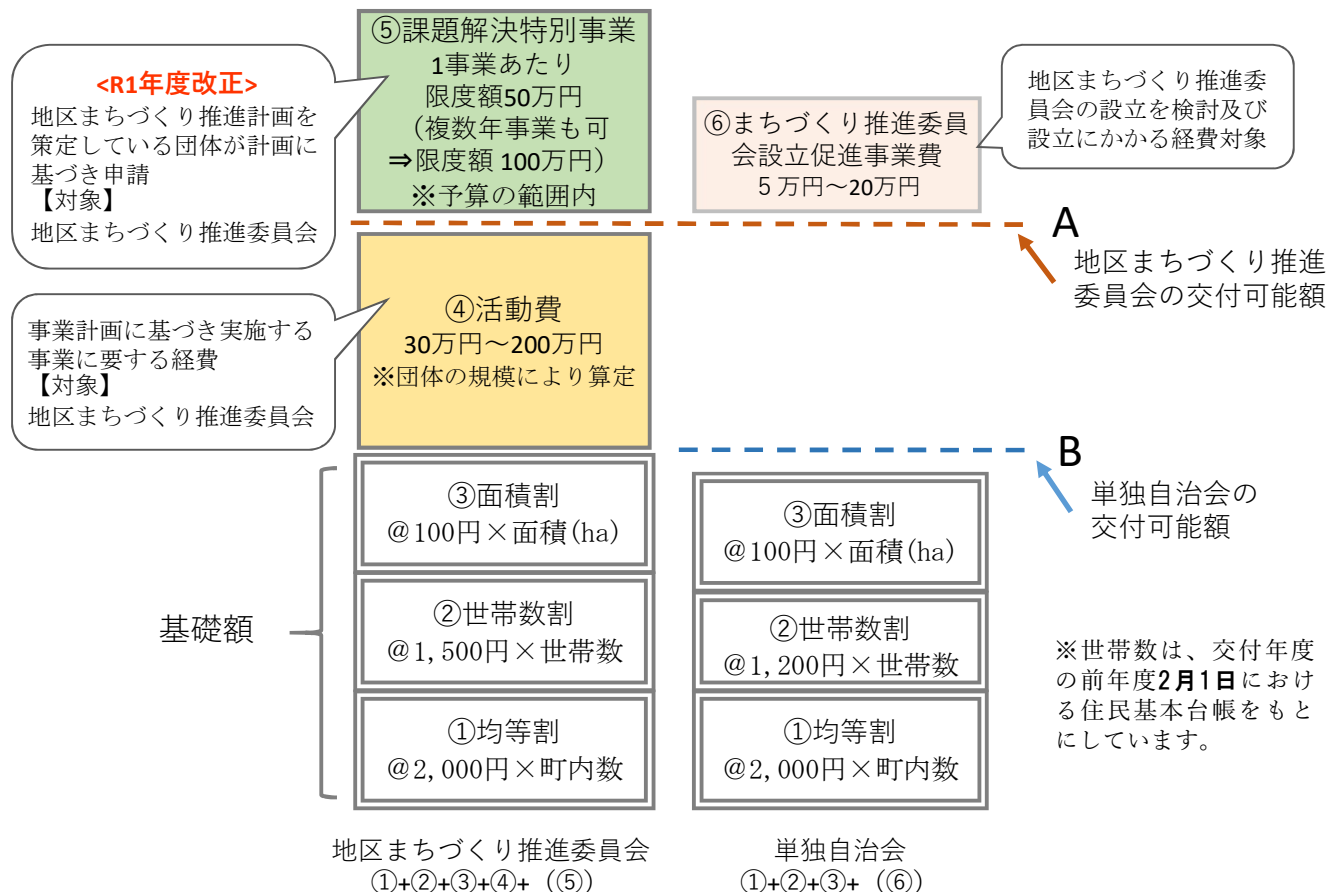
- ①市立公民館の区域内の町内会等で組織された団体
- ②小学校区単位の町内会等で組織された団体
- ③150世帯以上の「単一の町」で組織された団体
- ④100世帯以上の「複数の町」で組織された団体

《単独自治会》

単一又は複数の町内会等で構成された団体



3 交付金の積算方法



4 地域まちづくり団体の活動（交付金の対象となる活動）

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関する事。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関する事。
- (3) 地域の防犯及び防災に関する事。
- (4) 青少年の健全育成に関する事。
- (5) 健康福祉の向上に関する事。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関する事。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関する事。
- (8) 生活基盤の確保に関する事。
- (9) 地域資源の活用に関する事。
- (10) 地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められる事。

※こども会、敬老会などの実行委員会が行う事業に使って（助成）いただくこともできます。ただし、実績報告時に別途報告が必要です。

※より地域の実態に応じた取組みとなるよう、まちづくり団体の話し合っで計画してください。

5 交付金の対象とならない活動や費用

◆政治目的の活動

◆宗教的活動

×：玉串料、お供物、祭典・祭壇費用、初穂料、お布施など

○：盆踊りのやぐらを組む費用、神楽社中への謝礼（領収書をもらってください）

◆ハード事業 ※費用の一部に交付金を使うこともできません。

×：集会所など建物の整備や修繕で60万円以上かかるもの

×：20万円以上の物品購入

◆寄付金、会費、協賛金（共同募金、歳末たすけあい募金など）

◆参加者1人あたり1,000円を超過した分の食事代

※お茶等の飲み物や、茶菓子等は交付金の対象です。

◆お酒等のアルコール関係

※お酒とジュースは領収書を分けるか、明細を明らかにしてください。

◆現金で渡す慶弔費

○：商品券による出産祝いや入学祝い、長寿の記念品（物品）

まちづくり総合交付金(地区まちづくり推進委員会)

令和元年度交付金をベースに算出								＜参考＞ ①基礎額 + ②活動費			
自治区	地区	団体名称（行政区順）	①基礎額			②活動費	③課題解決特別事業	①+②+③総合計	交付可能額		※前年比（%）
			世帯数割	面積割	均等割				令和元年度	令和2年度	
浜田	浜田	1 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会	589,500	11,542	180,000	500,000		1,281,000	1,281,000	1,541,000	120.3%
		2 殿町まちづくり委員会	787,500	5,282	160,000	500,000		1,452,000	1,452,000	1,210,000	83.3%
		3 田町まちづくり推進委員会	327,000	1,830	140,000	300,000		768,000	768,000	762,000	99.2%
		4 えびす新町まちづくり推進委員会	166,500	449	120,000	300,000		586,000	586,000	579,000	98.8%
	石見	5 浜田市長沢町まちづくり推進委員会	2,569,500	19,687	360,000	2,000,000		4,949,000	4,949,000	4,947,000	100.0%
		6 みはし地域まちづくりネットワーク	3,324,000	344,065	660,000	2,000,000	1,000,000	7,328,000	6,328,000	6,283,000	99.3%
		7 後野町まちづくり推進委員会	253,500	110,716	160,000	1,000,000		1,524,000	1,524,000	1,519,000	99.7%
		8 佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会	253,500	104,358	160,000	1,000,000	1,000,000	2,517,000	1,517,000	1,511,000	99.6%
	長浜	9 長浜地区まちづくり推進委員会	3,832,500	48,696	580,000	2,000,000		6,461,000	6,461,000	6,436,000	99.6%
	周布	10 日脚町まちづくり推進委員会	1,251,000	17,011	220,000	750,000		2,238,000	2,238,000	2,253,000	100.7%
	美川	11 美川地区まちづくりネットワーク	1,281,000	341,348	540,000	1,000,000		3,162,000	3,162,000	3,148,000	99.6%
	国府	12 上府町まちづくり推進委員会	840,000	80,069	140,000	500,000		1,560,000	1,560,000	1,560,000	100.0%
		13 国分の里まちづくりネットワーク	255,000	71,904	80,000	300,000		706,000	706,000	706,000	100.0%
		14 とうがねまちづくり推進委員会	1,219,500	13,297	220,000	750,000		2,202,000	2,202,000	2,181,000	99.0%
		15 久代地区まちづくり推進委員会	262,500	19,621	60,000	300,000		642,000	642,000	642,000	100.0%
		16 下府町まちづくり推進委員会	1,024,500	26,469	180,000	500,000		1,730,000	1,730,000	1,736,000	100.3%
		17 宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会	438,000	137,684	160,000	300,000		1,035,000	1,035,000	1,029,000	99.4%
	地区まちづくり推進委員会 17団体			18,675,000	1,354,028	4,120,000	14,000,000	2,000,000	40,141,000	38,141,000	38,043,000
金城	久佐	18 久佐地区まちづくり振興会	223,500	184,822	160,000	1,000,000		1,568,000	1,568,000	1,563,000	99.7%
	今福	19 今福地区まちづくり推進委員会	336,000	158,184	180,000	1,000,000	774,140	2,438,140	1,674,000	1,672,000	99.9%
	美又	20 美又湯気の里づくり委員会	205,500	193,672	160,000	1,000,000	251,064	1,810,064	1,559,000	1,565,000	100.4%
	雲城	21 雲城まちづくり委員会	1,614,000	333,943	460,000	1,000,000	1,035,000	4,442,000	3,407,000	3,398,000	99.7%
	波佐	22 縁の里づくり委員会	465,000	773,382	440,000	2,000,000		3,678,000	3,678,000	3,679,000	100.0%
	小国										
	地区まちづくり推進委員会 5団体			2,844,000	1,644,003	1,400,000	6,000,000	2,060,204	13,936,204	11,886,000	11,877,000
旭	今市	23 今市地区まちづくり推進委員会	1,050,000	252,340	480,000	1,000,000		2,782,000	2,782,000	2,771,000	99.6%
	木田	24 木田まち自治会	184,500	114,270	200,000	1,000,000		1,498,000	1,498,000	1,503,000	100.3%
	和田	25 和田地区まちづくり推進委員会	363,000	217,832	200,000	1,000,000		1,780,000	1,780,000	1,776,000	99.8%
	都川	26 都川地区まちづくり推進委員会	204,000	362,488	100,000	1,000,000		1,666,000	1,666,000	1,629,000	97.8%
	市木	27 市木地区まちづくり推進委員会	190,500	336,313	140,000	1,000,000		1,666,000	1,666,000	1,669,000	100.2%
	地区まちづくり推進委員会 5団体			1,992,000	1,283,243	1,120,000	5,000,000	0	9,392,000	9,392,000	9,348,000
弥栄	安城	28 安城地区まちづくり推進委員会	564,000	762,800	400,000	1,000,000		2,726,000	2,726,000	2,725,000	100.0%
	杵束	29 杵束地区まちづくり推進委員会	439,500	294,830	240,000	1,000,000		1,974,000	1,974,000	1,981,000	100.4%
	地区まちづくり推進委員会 2団体			1,003,500	1,057,630	640,000	2,000,000	0	4,700,000	4,700,000	4,706,000
三隅	岡見	30 岡見地区まちづくり推進委員会	858,000	136,089	400,000	1,000,000		2,394,000	2,394,000	2,392,000	99.9%
	三保	31 三保地区まちづくり推進委員会	1,168,500	68,626	300,000	1,000,000		2,537,000	2,537,000	2,535,000	99.9%
	白砂	32 白砂まちづくり委員会	180,000	92,998	80,000	1,000,000		1,352,000	1,352,000	1,348,000	99.7%
	三隅	33 三隅地区まちづくり推進協議会	1,357,500	198,630	420,000	1,000,000	321,000	3,297,000	2,976,000	2,931,000	98.5%
	黒沢	34 黒沢まちづくり委員会	187,500	402,283	220,000	1,000,000	600,000	2,409,000	1,809,000	1,803,000	99.7%
	井野	35 まちづくり推進委員会INO	522,000	385,345	360,000	1,000,000	1,223,230	3,490,230	2,267,000	2,256,000	99.5%
	地区まちづくり推進委員会 6団体			4,273,500	1,283,971	1,780,000	6,000,000	2,144,230	15,479,230	13,335,000	13,265,000
合 計 地区まちづくり推進委員会 35団体			28,788,000	6,622,875	9,060,000	33,000,000	6,204,434	83,648,434	77,454,000	77,239,000	99.7%

※大麻地区まちづくり推進委員会は活動休止中

地区まちづくり推進委員会 設立状況

資料 5

令和2年3月31日現在

自治区	公民館			団体名称（行政区順）	所属 町内数 ※1	設立年度	世帯数 ※2
	No.	地区	町内数				
浜田	1	浜田	120	1 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会	9	令和元年度	400
				2 殿町まちづくり委員会	8	令和元年度	497
				3 田町まちづくり推進委員会	7	平成28年度	214
				4 えびす新町まちづくり推進委員会	6	平成28年度	106
	2	石見	101	5 浜田市長沢町まちづくり推進委員会	18	平成23年度	1,712
				6 みはし地域まちづくりネットワーク	33	平成25年度	2,186
				7 後野町まちづくり推進委員会	8	平成28年度	166
				8 佐野・宇津井地区まちづくり推進委員会	8	平成25年度	165
	3	長浜	28	9 長浜地区まちづくり推進委員会	28	平成23年度	2,552
	4	周布	36	10 日脚町まちづくり推進委員会	11	平成24年度	844
	5	大麻	3	11 大麻地区まちづくり推進委員会	3	平成21年度	123
	6	美川	27	12 美川地区まちづくりネットワーク	27	平成22年度	845
	7	国府	42	13 上府町まちづくり推進委員会	7	平成24年度	560
				14 国分の里まちづくりネットワーク	3	平成29年度	170
				15 とうがねまちづくり推進委員会	11	令和元年度	799
				16 久代地区まちづくり推進委員会	4	平成28年度	175
				17 下府町まちづくり推進委員会	9	平成25年度	687
				18 宇野町・下有福町・大金町まちづくり推進委員会	8	平成26年度	288
	357			公民館 7地区 地区まちづくり推進委員会 18団体	208		12,489
金城	8	久佐	8	19 久佐地区まちづくり振興会	8	平成23年度	146
	9	今福	9	20 今福地区まちづくり推進委員会	9	平成23年度	223
	10	美又	8	21 美又湯気の里づくり委員会	8	平成23年度	141
	11	雲城	21	22 雲城まちづくり委員会	21	平成23年度	1,070
	12	波佐	22	23 縁の里づくり委員会	22	平成20年度	311
	13	小国					
	68			公民館 6地区 地区まちづくり推進委員会 5団体	68		1,891
旭	14	今市	24	24 今市地区まちづくり推進委員会	24	平成21年度	693
	15	木田	10	25 木田まち自治会	10	平成22年度	126
	16	和田	10	26 和田地区まちづくり推進委員会	10	平成22年度	239
	17	都川	4	27 都川地区まちづくり推進委員会	4	平成23年度	125
	18	市木	7	28 市木地区まちづくり推進委員会	7	平成22年度	129
	55			公民館 5地区 地区まちづくり推進委員会 5団体	55		1,312
弥栄	19	安城	19	29 安城地区まちづくり推進委員会	19	平成22年度	375
	20	杵束	11	30 杵束地区まちづくり推進委員会	11	平成22年度	298
	30			公民館 2地区 地区まちづくり推進委員会 2団体	30		673
三隅	21	岡見	20	31 岡見地区まちづくり推進委員会	20	平成20年度	571
	22	三保	15	32 三保地区まちづくり推進委員会	15	平成21年度	778
	23	白砂	4	33 白砂まちづくり委員会	4	平成22年度	117
	24	三隅	21	34 三隅地区まちづくり推進協議会	21	平成21年度	875
	25	黒沢	11	35 黒沢まちづくり委員会	11	平成20年度	121
	26	井野	18	36 まちづくり推進委員会INO	18	平成21年度	341
	89			公民館 6地区 地区まちづくり推進委員会 6団体	89		2,803
合 計			599	公民館 26地区 地区まちづくり推進委員会 36団体	450		19,168

※1 所属町内数は、交付金算定基準等によるため、実際の町内会等自治組織の数とは一致しません。

※2 世帯数は、交付金算定基準日（令和2年2月1日）現在の住基情報の世帯数を掲載しています。

※単独自治会 98団体

浜田市まちづくり総合交付金制度 中間検証結果

平成 30 年 11 月

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

目次

1	中間検証の目的	2
2	検証体制	2
3	検証の要点	2
4	検証結果	
(1)	基礎額等の算定の見直しについて	3
(2)	助成金の配分制限について	4
(3)	課題解決特別事業について	5
(4)	制度全般について	7

参考資料

・	前回改正に係る新旧対照表	9
・	まちづくり総合交付金に関する意見集約結果（概要）	11
・	まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（まち委）	13
・	まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（課題解決選考委員）	23
・	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	27
・	浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱	34

1 中間検証の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成 23 年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」については、平成 28 年度に制度の改正が行われ、現在、平成 32 年度までを当面の事業期間として実施されている。

前回の改正から 3 年が経過し、事業の中間年度となる今年度、前回の改正内容について評価を行い、平成 31・32 年度に向けた見直しを検討するために中間検証を行った。

2 検証体制

前回の改正を検討した「浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」において中間検証を行った。

(1) 委員構成

団体	職名	氏名	備考
島根県立大学	准教授	金野 和弘	委員長
浜田市公民館連絡協議会	会長	岡本 修治	副委員長
浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一	
金城自治区地域協議会	委員	塚本 守	
旭自治区地域協議会	副会長	塚崎 育生	
弥栄自治区地域協議会	委員	山根 久治	
三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	
島根県西部県民センター地域振興課	課長	岡本 宏明	
浜田市生涯学習課	課長	村木 勝也	

(2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり推進課

3 検証の要点

前回の主な改正点について、地区まちづくり推進委員会へのヒアリングやアンケート調査等の結果を踏まえて評価・検証を行い、必要な見直しを検討した。

ただし、前回の改正は、平成 32 年度までの 5 年間を事業期間とし、予算額等を考慮した改正であることから、その内容については一定程度尊重することとし、抜本的な改正については、次期制度（平成 33 年度～）の検討に委ねることとする。

【前回の主な改正点】

- ・基礎額等の算定の見直し
- ・助成金の配分制限
- ・課題解決特別事業の創設

4 検証結果

(1) 基礎額等の算定の見直しについて

前回改正の概要	地区まちづくり推進委員会の基礎額算定			
	算定項目	改正前	→	改正後
	均等割	30,000 円×町内数	→	20,000 円×町内数
	世帯割	2,000 円×世帯数	→	1,500 円×世帯数
	面積割	140 円×ha	→	100 円×ha
	単独自治会の基礎額算定			
	算定項目	改正前	→	改正後
	均等割	30,000 円×町内数	→	20,000 円×町内数
	世帯割	1,800 円×世帯数	→	1,200 円×世帯数
	面積割	140 円×ha	→	100 円×ha
主な意見	・これ以上減額しないしてほしい。元の算定に戻してほしい。 ・高齢化割、中山間地域加算を検討してほしい。 ・そもそも基礎額のウェイトが高いため影響はない。			
アンケート結果	・基礎額等の算定の見直しにより、活動に影響があったと回答した団体数・・・15 団体／29 団体（52%）			
評価・まとめ	・基礎額や活動費は、地区まちづくり推進委員会等の貴重な活動財源となっており、前回の改正によって、一定程度、地域活動に影響があったものと推測される。 ・前回の基礎額等の算定方法の見直しは、基礎額等の圧縮によって得られた財源をもとに課題解決特別事業を創設するための改正であり、その点については、後述のとおり評価する意見もある。 ・高齢化割のような新たな算定方法を望む意見はあるものの、予算の総枠が変わらない限り、新たな算定方法の導入によって更に減額となる地域も出てくる可能性もあるため、新たな算定方法の導入については、次期制度の検討の中で十分に議論すべきものと考えている。			
見直し方針	・基礎額等の算定については、現状維持が適当と考える。 ただし、次期制度（平成 33 年度～）の検討に際しては、改めて議論が必要である。			

(2) 助成金の配分制限について

前回改正の概要	〔改正前〕 特段の制限なし ↓ 〔改正後〕 基礎額の範囲内
主な意見	・ 助成金の配分制限により、個々の自治会での活動ではなく、少し広いエリアで活動しようとする動きが広がり、自治会同士の交流が進んだ。 ・ 助成金の配分は、委員会の主体的な取り組みであり、制限はやめてほしい。 ・ 構成団体の事業運営に資金不足が生じた。
アンケート結果	・ 助成金の配分制限により、構成団体の活動に影響があったと回答した団体数・・・11 団体／29 団体（38％）
評価・まとめ	・ 助成金の配分制限により、構成団体の活動に一部では影響があったものと推測されるが、制限によって構成団体同士の連携が強まった事例もある。 ・ 6 割以上の団体では影響を受けていない状況から、一概に構成団体の活動の低下を招いたものとは言えない。 ・ 助成金の配分を含め、まちづくり総合交付金は、地区まちづくり推進委員会の活動の活性化や地域の課題解決につながるよう地域で十分に議論して活用されることが望ましい。
見直し方針	・ 助成金の配分制限については、現状維持が適切と考える。

(3) 課題解決特別事業について

前回改正の概要	〔創設〕 地区まちづくり計画に基づき、地域課題の解決に取り組む地区まちづくり推進委員会に対して上乗せ交付する。 ・1事業当たり10万円～50万円 ・選考委員会による審査あり（平成28年度：書類審査方式、平成29年度～：ヒアリング方式）
主な意見	・手上げ方式による交付金制度（課題解決特別事業）は、評価したい。人口や面積だけの交付金よりは納得できる。 ・審査基準が難しい。採択のハードルがあると対応できない。 ・上限50万円を引き上げてほしい。 ・長期的な事業展開が必要なものについて、継続事業費も対象にしてほしい。 ・平日の昼間は仕事があるので、選考委員会の日程について配慮してほしい。
アンケート結果	・交付金算定の判断材料としては、「活動が活発な団体」に加算を求める意見が最も多い。・・・4.3点（5点満点） ・課題解決特別事業を活用したことがあると回答した団体・・・24団体／29団体（83%） ・ヒアリング方式の審査については、概ね全ての団体が「良い」と回答。
評価・まとめ	・平成28年度の制度創設以降、8割以上の団体が申請しており、地域課題の解決に向けて積極的に活用されていることから、本制度の導入は評価できる。 ・上限額の引き上げ等に係る要望については、現在の予算の範囲内において、募集方法や審査基準の見直しによって対応することも可能であることから、積極的に制度の見直しを検討すべきである。 ・ヒアリングによる審査は、概ね受け入れられていると判断できるが、団体からの要望や選考委員から出た意見のうち事務手続きの見直しで対応可能なものについては、積極的に改善することが望ましい。
見直し方針	・次項のとおり

平成 31 年度 まちづくり総合交付金見直し方針案（課題解決特別事業）

1 内容

- (1) 地域の課題解決に向けて取り組む事業…10～50 万円（従来枠）
- (2) 以下のいずれかに該当する事業…10～100 万円（拡充枠）
 - ① 中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業
 - ② 他団体へのモデルとなるような、先進的な事業

2 審査方法

従来枠：書類審査（必要に応じて、別途ヒアリング等に諮る。）

拡充枠：提案審査（ヒアリング等）

※ いずれも選考委員会による審査

3 予算額

変更なし（1,500 万円）

※ただし、地区まちづくり推進委員会設立促進事業を含む。

4 メリット

- ・活動が活発な地域へ支援してほしいという地域ニーズにマッチする。
- ・上限額を上げてほしいという地域のニーズにマッチする。
- ・2 段階方式を導入することにより、地域によって取り組みの濃淡が違う現状に対応することができる。

5 課題

- ・(2)のハードルが若干高いため、申請が(1)に集中する可能性がある。
- ・(2)の申請状況が読めないため、予算額をオーバーする可能性がある。
（※上記 2 点の課題から、申請事業数等の一定の制限について検討が必要）
- ・担当職員による事業計画のブラッシュアップの質を向上させるために、マニュアル等の整備により、判断基準の一定の統一を図る必要がある。

6 その他

- ・現行の課題解決特別事業について、食糧費や備品購入費の割合が高く、選考委員会において指摘を受けているため、その点については何らかの対応策の検討が必要である。

(4) 制度全般について

今回の中間検証を通して集約した意見を踏まえ、制度全般に係る事項や次期制度の検討に向けて特に留意すべき事項について次のとおり整理する。

ア 交付金の使途について

使途制限の緩和については、交付金の財源（過疎債ソフト）の問題もあり改善が難しいことは理解できるが、地域課題の解決のためには備品や施設が必要となる事業も現にあることから、財源の一部変更を含め、引き続き検討すべき課題である。

一方で、交付金の使途については、交付金の趣旨や目的に則ったものとなるよう改めて交付団体に周知する必要がある。

イ 報告様式について

交付団体において事業内容等を自己評価するためにも一定の報告書の作成・提出は必要である。

ただし、交付団体に過度の負担がかからないよう、可能な範囲で様式の簡略化を検討すべきである。

ウ 住民参加・住民理解について

今回のアンケート調査では、地区まちづくり推進委員会の活動が地域住民に比較的理解されているという結果だった。

各団体において、広報紙や各種イベントで周知に努めている結果と評価できる一方で、まだまだ住民の参加や理解は限定的との意見もある。

住民参加・住民理解をより前進させるためには、地域と行政が協働で、まちづくりの目的や趣旨を広めていく息の長い活動が必要である。

エ 次期制度の検討について

まちづくり総合交付金は、地域活動の貴重な財源として活用されており、制度の存廃は、住民主体のまちづくりに大きな影響を与える。

財源となる過疎債の動向に左右されることは理解できるが、長期的な計画に基づく地域の活動が停滞しないよう早めの検討が必要である。

また、少子高齢化の進行等による地域活動の担い手不足や新たな地域課題への対応など、地域が置かれる状況は、今後ますます厳しいものになっていくことが予見される。

そのため、地域によっては、地域拠点である公民館と地区まちづくり推進委員会が連携して地域課題の解決を進める新たな取り組みも始まっている。

次期交付金制度の検討に当たっては、このような地域の実態や活動成果を踏まえ、地域コミュニティや地域拠点（公民館）のあり方など、全体的な浜田市のまちづくりの仕組みを考える中で、どのような交付金制度が望ましいかを十分に議論すべきである。

参考資料

- ・ 前回改正に係る新旧対照表
- ・ まちづくり総合交付金に関する意見集約結果（概要）
- ・ まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（まち委）
- ・ まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（課題解決選考委員）
- ・ 浜田市まちづくり総合交付金交付要綱
- ・ 浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

前回改正に係る新旧比較表 ※平成28年度改正

1. 交付対象団体・積立金・助成金の取り扱い

項 目		旧制度（～平成27年度）	新制度（平成28年度～）
(1)交付対象団体		ア 地区まちづくり推進委員会 ①市立公民館の区域内の町内会等で組織された団体 ②小学校区単位の町内会等で組織された団体（平成24年度現在の校区） ③500世帯以上の「単一の町」で組織された団体 ④300世帯以上の「複数の町」で組織された団体	ア 地区まちづくり推進委員会 ①市立公民館の区域内の町内会等で組織された団体 ②小学校区単位の町内会等で組織された団体（平成24年度現在の校区） ③<u>150世帯以上</u>の「単一の町」で組織された団体 ④<u>100世帯以上</u>の「複数の町」で組織された団体
		イ 複数自治会 ①200世帯以上の「単一の町」で構成された団体 ②100世帯程度以上の「複数の町」で構成された団体	イ <u>単独自治会</u> <u>単一又は複数の町内会等で組織された団体</u>
		ウ 単独自治会 単一又は複数の町内会等で構成された団体	
(2)交付金額		次の算定額を上限として、申請額を交付する。（交付金上限額の範囲であれば年度内に増額の変更申請手続可）	次の算定額を上限として、申請額を交付する。（交付金上限額の範囲であれば年度内に増額の変更申請手続可）
まち委	ア基礎額	①均等割 3万円×町内数 ②世帯数割 定額2,000円×世帯数 ③面積割 定額140円×面積（ha）	①均等割 <u>2万円×町内数</u> ②世帯数割 <u>定額1,500円×世帯数</u> ③面積割 <u>定額100円×面積（ha）</u>
	イ加算額	④事務費 30万円 ⑤事務局運営費 200万円、100万円、75万円又は50万円	④<u>活動費</u> <u>200万円、100万円、75万円、50万円、30万円</u>
	ウ加算額（新規）		⑤<u>課題解決特別事業（1事業50万円上限）</u>
複数・単独	ア基礎額	①均等割 3万円×町内数 ②世帯数割 定額1,800円×世帯数 ③面積割 定額140円×面積（ha）	①均等割 <u>2万円×町内数</u> ②世帯数割 <u>定額1,200円×世帯数</u> ③面積割 <u>定額100円×面積（ha）</u>
	イ加算額	④事務費30万円又は20万円（単独自治会除く）	④ <u>廃止</u>
	ウ加算額（新規）		⑤ <u>地区まちづくり推進委員会設立促進事業（5万円・20万円）</u>

(3)対象外事業	①宗教的活動 ②政治目的の活動 ③ハード事業（物品の購入、建物の新築・整備・修繕等） ・物品の購入については、原則として単価が20万円以上のもの ・建物の整備・修繕等については、原則としてその費用が60万円以上のもの ※当交付金の一部充当も不可 ④その他市長が適当でないと認める活動 ・「寄附金」、「協賛金」、「酒類」、「多額の食糧費」 ※「食糧費」の上限額は、1事業につき1人当たり1,000円とする。	 ①宗教的活動 ②政治目的の活動 ③ハード事業（物品の購入、建物の新築・整備・修繕等） ・物品の購入については、原則として単価が20万円以上のもの ・建物の整備・修繕等については、原則としてその費用が60万円以上のもの。 ※当交付金の一部充当も不可 ④その他市長が適当でないと認める活動 ・「寄附金」、「協賛金」、「酒類」、「多額の食糧費」 ※「食糧費」の上限額は、1事業につき1人当たり1,000円とする。
----------	--	---

2. 繰越金・積立金・助成金の取り扱い

項 目	旧制度（～平成27年度）	新制度（平成28年度～）
(1)繰越金	翌年度にのみ可	翌年度にのみ可
まち委・複数 単	ア繰越対象 翌年度当初用の活動費として認める。 当該年度に未実施の活動費を認める。	まち委 単 翌年度の活動費として認める。 <u>交付額の20%以内（超えた場合は翌年度の交付金額から減額する。）</u> <u>※事情により、限度額を超える繰り越しが発生する場合は理由書により事前協議を要する。</u> →（天災、突発的な事由（事故や葬儀）、流行性疾患） 協議書で市への事前協議を要する。
	イ繰越限度 定め無し	
	ウ手続き 協議書で市への事前協議を要する。	
	不 可 余剰金は、翌年度の交付金額から減額する。	
(2)積立金	可	可
まち委	ア積立対象 ソフト事業	まち委 ソフト事業 定め無し 原則として平成 <u>31</u> 年度まで（最大4年間） 原則として平成 <u>32</u> 年度まで ア複数年度の「事業計画」策定を必須とする。 イ原則として定期預金等での別通帳管理とする。 <u>ウ積立金使用後の残額は返還する。</u>
	イ積立限度 定め無し	
	ウ積立期間 原則として平成26年度まで（最大4年間）	
	エ使用期間 原則として平成27年度まで	
	オ手続き等 ア複数年度の「事業計画」策定を必須とする。 イ原則として定期預金等での別通帳管理とする。	
(3)助成金	可	可
ア助成限度 イ実績報告	定め無し	<u>基礎額の範囲内</u>
	助成を受けた団体の利用実績は、報告書（様式あり）で提出を求める。 余剰金が発生した場合は、助成元団体に返還する。	助成を受けた団体の利用実績は、報告書（様式あり）で提出を求める。 余剰金が発生した場合は、助成元団体に返還する。

まちづくり総合交付金に関する意見集約結果（概要）

1 意見集約方法

- (1) 地区まちづくり推進委員会役員・事務局（公民館職員）へのヒアリング
・・・平成 29 年 3 月～4 月にかけて実施（見直しから概ね 1 年経過時点）
- (2) 市議会一般質問等における意見
- (3) その他、職員が業務上で伺った意見等

2 主な意見

(1) 前回の見直しに関する意見

- ・ 手上げ方式による交付金制度（課題解決特別事業）は、評価したい。人口や面積だけの交付金よりは納得できる。
- ・ 新制度になって 60 万円減額になったが、地域も状況を理解している。
- ・ 交付金の金額には不足感はなく、不足すれば課題解決特別事業を活用する。
- ・ 基礎額のウェイトが高いため、満足できる水準にある。
- ・ 報告書の様式を変えられて困惑している。頻繁に変えられると困る。
- ・ 基礎額の範囲内でしか町内会や構成団体に助成できないルールは困る。
- ・ 課題解決特別事業の審査基準が難しい。
- ・ 課題解決特別事業のように採択のハードルがあがると対応できない。
- ・ 課題解決特別事業の上限 50 万円は妥当か。
- ・ 平成 28 年度の予算減額は、せっかく芽生えつつあったまちづくりに冷や水を浴びせた感あり。
- ・ 事業計画が交付金の目的にかなっていないなら上限を緩和すべき。交付金削減は事業の縮小を招き、市民の意欲を低下させる。

(2) 制度全般に関する意見

- ・ 小規模な地域にはそれなりの不便さや大変さがあるので、世帯数割合の交付金のあり方は見直しが必要。
- ・ 備品購入やハード整備に制限があるので使い勝手が悪い。
- ・ 実績報告書の作成が大変。
- ・ 交付金制度の長期的な見通しが分からない。

(3) 要望

- ・概ねこのままで交付額を減らさないでほしい。
- ・課題解決特別事業の上限 50 万円を引き上げてほしい。
- ・課題解決特別事業において、長期的な事業展開が必要な取り組みに対しては、継続事業費も対象としてほしい。
- ・飲食費 1,000 円の制限を柔軟にしてほしい。
- ・使途をもっと柔軟にしてほしい。
- ・交付金の使途について、行政からもっとチェックがあってもよいのでは。
- ・事務処理の簡素化をしてほしい。
- ・高齢化により担い手が少なく、高齢化率加算をしてほしい。
- ・地理的条件の違いで活動の内容にも差が生じるため配慮してほしい。
- ・見直しにあたっては、中山間地域対策の視点で見直しをしてもらいたい。

3 意見のまとめ

(1) 前回の見直しに関する意見

- ア 基礎額の減額について「交付金の減額が困る」という意見がある一方で「もらえる範囲でやる」という意見がある。
- イ 構成団体等への配分（助成金）を基礎額の範囲内にしたことに対する意見
- ウ 課題解決特別事業は、一定の評価をする意見がある一方で、上限額や審査基準に対する意見もある。

(2) 制度一般に関する意見（従前からある意見）

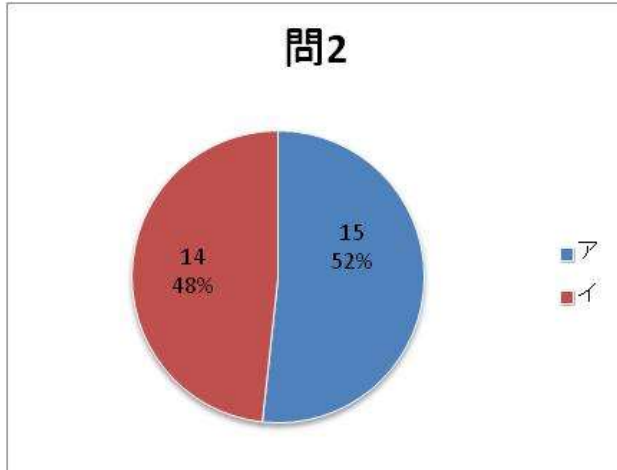
- ア 報告書の作成等、事務処理の煩雑さに対する意見
- イ 交付金の使途に対する意見

(3) 地域条件に応じた交付金の算定・加算を求める意見

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（まち委）

集計数 29/33 団体（87.9%）

問 2. 世帯数割や面積割等の基礎額部分の減額によって、活動が後退する等の影響の有無



「ア 影響あり」…15 団体（52%）

「イ 影響なし」…14 団体（48%）

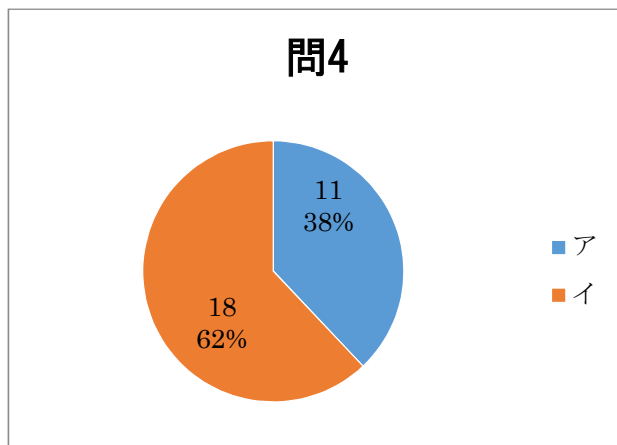
自治区単位でみると、「ア 影響あり」と答えた率は浜田 31%、金城 60%、旭 75%、弥栄 0%、三隅 83%と、地区によってばらつきがあることがわかる。

問 3. 問 2 で「ア 影響あり」と答えた場合、具体的な影響の内容

～主な意見～

- ・各町内会が負担する拠出金（赤い羽根募金、地区社協費、浜っ子まつり、歳末募金等）は減っていないので、収入が減れば運営は厳しさを増す。
- ・構成団体への活動支援を減額した。
- ・従前の活動を継続するためには自治会費の増額を余儀なくされた

問 4. 構成団体への助成金配分が基礎額の範囲内になったことによる構成団体への影響の有無



「ア 影響あり」…11 団体（38%）

「イ 影響なし」…18 団体（62%）

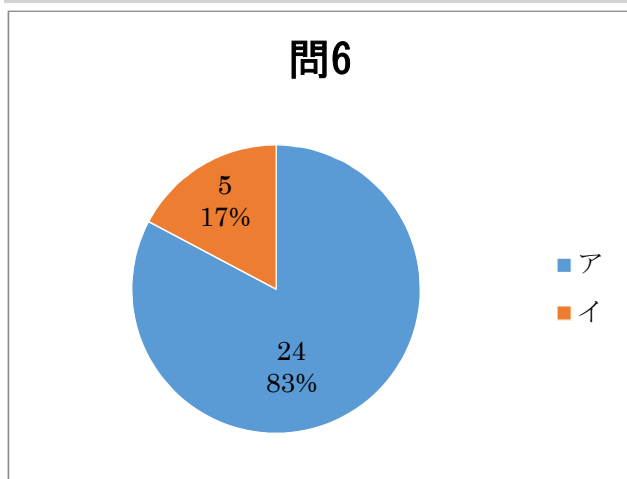
自治区単位でみると、「ア 影響あり」と答えた率は浜田 31%、金城 40%、旭 25%、弥栄 0%、三隅 67%と、三隅地区が最も影響があることがわかった。

問 5. 問 4 で具体的にどのような影響があったか

～主な意見～

- ・自治会単独活動への配分を制限されたために、「ブロック」の設立が実現。これによって、交流のなかった自治会同士の交流が歴史的に進んだ。大きな前進であった。
- ・限度額の設定は、委員会が主体となる取り組みを促進するためとの説明だが、助成金の配分は委員会設立の主体的な取り組みであり、やめてほしい。
- ・各種団体活動においては、「地域づくり活動に協力」する旨、登録制度として、それ以外の団体へは支援しないこととした。
- ・活動を継続するために、課題解決をとりに行く必要があった。(費用弁償を維持するため)
- ・傘下団体の事業運営に資金不足が発生した。総額をまちづくり委員会全体で使えるようにすべきである。

問 6. 課題解決特別事業の活用の有無



「ア 活用あり」…24 団体（83%）

「イ 活用なし」… 5 団体（17%）

「イ 活用なし」と答えた 5 団体は全て浜田自治区の団体であった。

問 7. 1 事業あたり上限 50 万円という金額設定についての意見

～主な意見～

- ・妥当な金額（10 団体）
- ・複数年の継続事業は、上限をあげるか、年度単位で継続申請できるようにしてほしい（5 団体）
- ・上限額を上げてほしい（3 団体）
- ・上限額を区切らず、必要な額を申請したい（2 団体）
- ・金額よりも、市役所からの人的・物的なサポート（まちづくり推進課からではなく、事業に応じた各課からのサポート）の充実を検討していただきたい。
- ・上限額を 2 段階にしてみたらどうか（50 万円と 100 万円など）
- ・課題解決事業の形ではなく、基礎額を増やし、まちづくり委員会の自由裁量の金額を増やしてほしい。

問 8. 審査方法（ヒアリング等）についての意見

～主な意見～

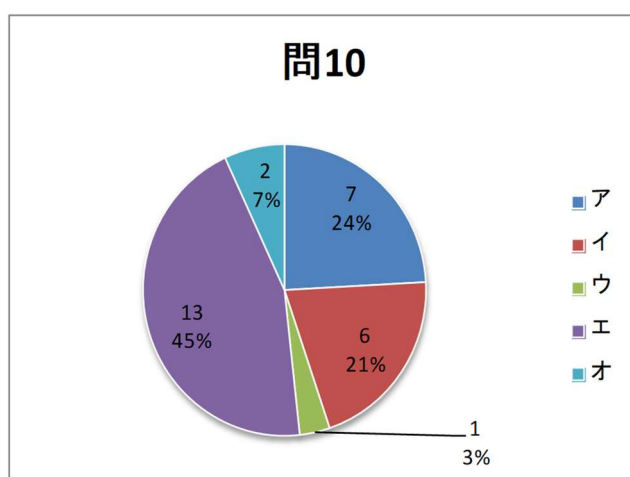
ヒアリング方式については、「良い」という意見が多数。以下、それ以外の意見。

- ・ヒアリングは緊張感があって良いと思うが、ヒアリングをする割には上限 50 万円は低すぎると感じます。
- ・役員の年齢層が低いので、平日日中のヒアリングは仕事を休まねばならず、土日もしくは夜間の方がありがたい。
- ・コメントのしようがない。各団体で基本的な活動レベルが違うので言い方が悪いが、資料作成慣れしているものしか採択してもらえない感がある。
- ・十分な時間をお願いしたい。

問 9. 課題解決特別事業を活用しない理由（問 6 でイを選択した団体のみ）

- ・基礎額、活動費の範囲内で賄えるため。（2 団体）
- ・取り組んで対応する課題がない（解決できそうな課題）

問 10. 事業計画、報告書等の様式について



「ア わかりやすく、記入もしやすい」…7 団体 (24%)

「イ 内容は理解できるが、記入が難しい」…6 団体 (21%)

「ウ 内容がわかりにくく、記入も難しい」…1 団体 (3%)

「エ 普通」…13 団体 (45%)

「オ その他」…2 団体 (7%)

約 7 割の団体は、記入について負担になっていないことがわかる。

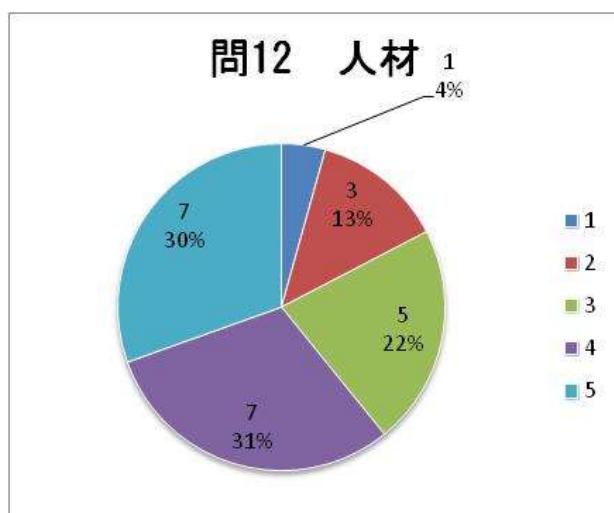
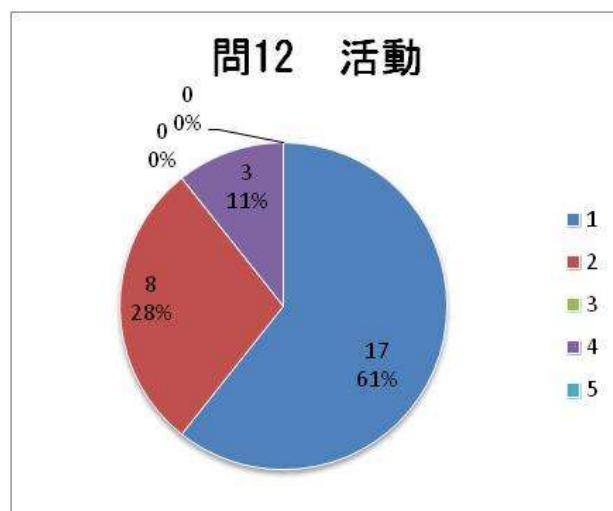
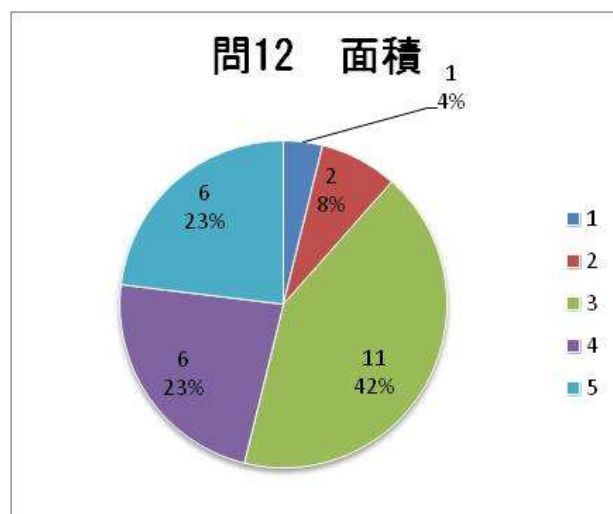
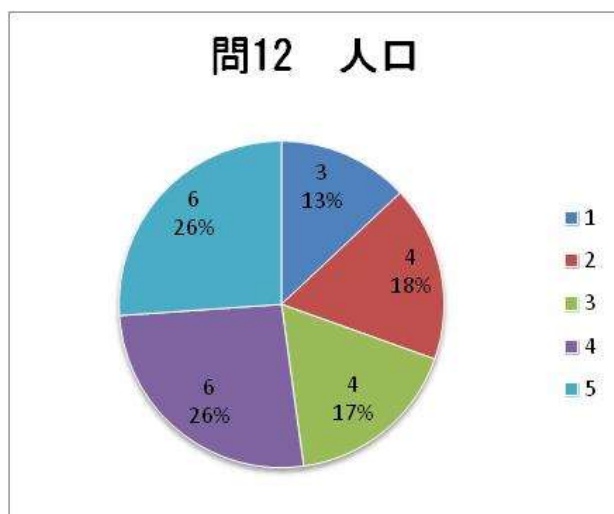
「オ その他」の具体的な内容は以下のとおり。

- ・わかりやすく、記入もしやすい。ただし、事業数がとても多く、かつ様式に収めるには複雑な事業も多い。簡単な作業とはいえ、時間がかかる。
- ・PDCA の理解もできるが作成に時間がかかる。

問 11. 「問 10」 でイまたはウと回答した理由

- ・ 経理がわかっていて、パソコンが使えれば簡単な資料なのかもしれませんが、取りかかりにくいのは確かです。日頃から経理事務をしている者でさえ慣れるまでは大変でした。どの様式が難しいとかはありませんが、例題や記入方法をもっと詳しく説明してもらえたら良いと思います。
- ・ 事業ごとではなく、その上位の目的ごと（あるいは、まちづくり計画の章節ごと）等になると、みはしネットとしては嬉しい。たとえば、部会ごとに 1 セット。今は子ども部会だけで、8 セットほどある。
- ・ 選択方式とか、該当項目に「○」をすとか、簡素にできないか。
- ・ 事業報告書の記入事項をもう少し減らしてほしい。
- ・ たとえば継続事業や中でも環境美化に関する計画などでは、毎年内容も変わらず、目的も毎年同じになります。新規事業のみ提出とかにしてもらえると事務作業が少し楽になる気がします…
- ・ 直接記入する箇所も必要であるが、選択型（○をつける）もあったほうが楽だし、高齢の方には書類作成がしやすくなるのではないかと思われる。

問 12. 交付金算定方法における増額加算の判断材料としての優先順位



1 位～5 位まで、それぞれ 5 点～1 点とし、平均点を算出（小数点第二位切り捨て）

「活動が活発な地域」 ……4.3 点

「高齢化率の高い地域」 ……3.6 点

「人口の多い地域」 ……2.4 点

「面積の大きい地域」 ……2.4 点

「人材を配置しようとする地域」 ……2.3 点

浜田自治区は他の自治区に比べて「人口」の優先順位が高く、他の自治区は「高齢化」の優先順位が高い傾向にあった。

「活動」については、どの自治区も優先順位は 1 位の割合が高かった。

～その他の意見～

- ・理由の如何に関わらず、正当にお金が必要だという地域に加算する。
- ・人口密度の低い地域
- ・辺地度点数的なことも重要

問 13. まちづくりの取り組みの住民理解度について



「ア 8割以上」…7団体（24%）

「イ 6～7割」…11団体（38%）

「ウ 3～4割」…9団体（31%）

「エ 2割以下」…2団体（7%）

取り組みを周知する方法としては、広報誌発行が最も多く、続いてイベントの開催、その他としては HP やフェイスブックでの情報発信、のぼりやポロシャツの作成などがあった。

問 14. 交付金制度について、自由記載

- ・これ以上、減額しないでほしい（2団体）
- ・悲しいかな交付金制度にすぎるとしか運営ができない現状では将来はないように思える。
- ・本制度の今後の存続の有無について、早期に開示してほしい。
- ・基礎額の減額分をもとに戻してほしい。
- ・課題解決特別事業の形をやめて、基礎額に含めてほしい。
- ・交付金制度について、まち委のしくみについて、浜田市としてどう考えているのか。「一本化、明確化」していただければ、市民はそれをたたき台として自分達はどうすべきか考えやすくなります。
- ・交付金制度は地域に定着しており、この制度が廃止になりはしないか、皆が心配している。制度の存続を希望する。（2団体）
- ・課題解決特別事業について、1事業に対して1回のみという認識をしていますが、毎年継続事業に対しては、申請可能としていただきたい。
- ・交付金は補助金とは違い、もう少し自由に使えるようにしていただきたい。
- ・面積、世帯数割だけではなく活動の活発な地域には加算するとかできないか。
- ・公民館に市の職員を派遣するなどし、コミュニティセンター化をできないか。まちづくりの役員の負担を軽減できるし、交付金の有効活用も可能になると思われる。
- ・交付金の支出と費目の事例を例示をお願いします。報償費とか役務費とか民間企業では使わない費目（科目）の使い方がわからない。
- ・市として、各団体へまちづくりのビジョンが提示されず、一部団体では本当の活動をできていないと思う。活動できないなら、この制度は廃止年を宣告してやめるか、市が各団体ときちんと話し合いをし、よりよい制度にしていくかしてほしい。
- ・交付金の削減は事業の縮小を招き地域が寂れる。人口、面積や世帯割の交付金は見直してほしい。
- ・自治区制度がなくなれば、旧那賀郡への交付金額がいくらになるのか知らない。今より大幅に減額になった場合は地域活動が存続できるのか、シミュレーションして教えてほしい。
- ・活動費が5種類の定額となっており、まちづくり委員会の規模に比例していない。基礎額とするなら、見通しで人口割を付加した方がよい。参加団体へ補助のしぼりはなくすべきである。
- ・制度を平等化するためには、条件不利地にかなりのウエイトを置き、生活レベルを揃えてほしい。

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査

平成 30 年 8 月

(1) アンケートの目的

今年度は、平成 28 年度にまちづくり総合交付金の制度改正をしてから 3 年度目にあたり、今後の交付金制度の見直しに向けての中間検証を行います。

検証するにあたり、地域の皆さまの意見を聞いて交付金制度をより良いものとしていくため、本アンケートを実施するものです。

(2) 回答の方法

なるべく地域の皆さんで話し合いの上、以下の設問に回答をお願いします。

1 基本的事項について

問 1. 団体名、回答者の氏名及び連絡先を記入してください。

(1) 団体名			
(2) 回答者氏名		(3) 連絡先	

2 平成 28 年度まちづくり総合交付金の制度改正による影響について

問 2. 世帯数割や面積割等の基礎額部分の減額によって、活動が後退する等の影響はありましたか。

次の中からあてはまるものを 1 つ選び○印で囲んでください。

- ア 影響あり (→「問 3」を記入後、「問 4」へ進んでください。)
- イ 影響なし (→「問 4」へ進んでください。)

「問 2」で「ア」と回答された方がお答えください。

問 3. 具体的にどのような影響があったか、記入してください。

--

問4. 構成団体への助成金配分について、基礎額の範囲内になったことで、助成団体への影響はありましたか。

次の中からあてはまるものを 1 つ選び○印で囲んでください。

- ア 影響あり (→「問5」を記入後、「問6」へ進んでください。)
- イ 影響なし (→「問6」へ進んでください。)

「問4」で「ア」と回答された方がお答えください。（問5）

問5. 具体的にどのような影響があったか、記入してください。

--

問6. 課題解決特別事業を活用したことがありますか。

次の中からあてはまるものを 1 つ選び○印で囲んでください。

- ア 活用あり (→「問 7・8」を記入後、「問 10」へ進んでください。)
- イ 活用なし (→「問 9」を記入後、「問 10」へ進んでください。)

「問6」で「ア」と回答された方がお答えください。(問7・問8)

問7. 1事業あたり上限50万円という金額設定について、ご意見を記入してください。

--

問 8. 平成 29 年度よりヒアリング方式の審査を実施しておりますが、審査方法についてご意見を記入してください。

--

「問 6」で「イ」と回答された方がお答えください。（問 9）

問 9. 課題解決特別事業を活用しない理由を記入してください。

--

3 書類作成等、事務処理全般に関することについて

問 10. 平成 28 年度より、各事業ごとに事業計画書、報告書を作成し、PDCA についてより明確にしています。現状の様式について、次の中からあてはまるものを 1 つ選び○印で囲んでください。

- ア わかりやすく、記入もしやすい。（→「問 12」へ進んでください。）
- イ 内容は理解できるが、記入が難しい。
- ウ 内容がわかりにくく、記入も難しい。
- エ 普通（→「問 12」へ進んでください。）
- オ その他※以下枠内に記入（→「問 12」へ進んでください。）
- 「問 11」を記入後、「問 12」へ進んでください。

--

「問 10」で「イ」または「ウ」と回答された方がお答えください。（問 11）

問 11. その理由と、様式をよりわかりやすく、記入しやすくするためにどのように改良すべきか、ご意見を記入してください。

--

4 交付金の算定方法について

問12. 現在、交付金の算定については世帯数及び面積、組織形態によって算定していますが、高齢化率や活動の濃淡についても算定根拠とすべき、という意見をいただいています。

仮に以下の算定方法を増額加算の判断材料として検討するとした場合、優先順位を（ ）内に記入してください。

- () 人口の多い地域
- () 面積の大きい地域
- () 高齢化率の高い地域
- () 活動が活発な地域
- () 事務局やコーディネーター等、人材を配置しようとする地域
- () その他※以下枠内に記入

5 その他

問13. 貴団体のまちづくりの取り組みについて、地域の住民が概ねどの程度理解していると感じますか。

次の中からあてはまるものを1つ選び○印で囲んでください。

- ア 8割以上
- イ 6～7割
- ウ 3～4割
- エ 2割以下

取り組みを周知するために行っていることがあれば以下に記入してください。

問14. 交付金制度について、その他ご意見等あれば何でも記入してください。

アンケートは、以上で終わりです。「返信用封筒」で郵送いただくか、本庁まちづくり推進課または各支所防災自治課まで本アンケートをご持参の上、**9月18日（火）までに提出してください。**
ご協力いただき、ありがとうございました。



まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査結果（課題解決選考委員）

問2. 課題解決特別事業の申請内容(事業内容や目標設定、職員によるブラッシュアップ等)に関して

- ・参加者1人あたり1,000円の食事代というのは、少し高いと感じる。それにより、事業費全体に占める食料費の割合が高い事業も見受けられる。
- ・申請団体が事業を実施することにより実現したいと考えていることを明確にさせるためにも、職員によるブラッシュアップは必要と考える。いい目標をもっている、まとめきれないため伝えられないというのは、もったいない。
- ・助成金額の規模からして、妥当な内容がほとんどである。ただ、審査中の議論にもあったように、毎年の同じイベントの申請にならないような努力等が必要。
- ・事業計画作成・申請にあたって、地域住民がどの程度関わっているかが重要。
- ・申請内容（事業計画）は、各地区のまちづくり計画に沿った内容であるが、まちづくり計画での位置づけや優先順位を明確にした方が、より事業実施の必要性が明確になるのでは。
- ・「最終的な目標」が漠然としている内容がみられる。別途、数値目標があるものの、もう少し具体的に掲げてほしい。
- ・作成にあたっては、市職員のサポートが必要な団体もあり、引き続き、人的支援が望まれるが、可能な限り早い段階で、自立できるような人材育成支援も求められる。

問 3. ヒアリング方式の審査等、審査方法に関して

- ・ヒアリングを行うことにより、書面だけでは不明な点を確認できる。プレゼン方式だと、時間を要するうえ、申請団体に対する負担が増すため、現在の方式によるのが適当と考える。団体のやる気などを確認するためにも、直接会って話を聞く必要はある。
- ・団体ごとに質疑応答の質にギャップがあると感じる。限られた時間の中で、申請資料を読めばわかることは省略し、訴えたいポイントを集中的に発表する手法を学ぶ機会があればよい。ヒアリング方式に関しては、賛成である。
- ・制度創設（平成 28 年度）以降、ほとんどの事業は採択となっており、全件を審査会に諮るのではなく、事務局での 1 次審査を経て、疑義や不採択の可能性のある等の案件についてのみ、ヒアリング方式の審査会に諮ることで良いのでは。
- ・担当職員によるブラッシュアップ、事前指導、チェックを統一することで、一定レベルの事業計画が提案されるのではないかと思う。

問 4. 課題解決特別事業に限らず、交付金制度全般に関して

- ・やる気のある地域に交付金を配分しようとする「課題解決特別事業」制度は適当であると考ええる。その点から、上限 50 万円を増額するのも 1 つの方法かと思うが、その場合は審査を少し厳しくする必要があると考える。
- ・交付金交付後、1 年後・2 年後等の状況を把握・確認する仕組みになっているかが不明。当初の計画通り継続的に活動しているのかをおさえておく必要がある。
- ・まちづくり総合交付金を活用していない団体（町内会）や、課題解決特別事業を活用していない委員会の意向や考え方を再度整理してはどうか。活用しない原因に制度の仕組みがあれば、見直しにあたって検討してみてもは。

まちづくり総合交付金中間検証に関するアンケート調査

平成 30 年 9 月

(1) アンケートの目的

今年度は、平成 28 年度にまちづくり総合交付金の制度改正をしてから 3 年度目にあたり、今後の交付金制度の見直しに向けての中間検証を行います。

検証するにあたり、選考委員の皆さまの意見を聞いて交付金制度をより良いものとしていくため、本アンケートを実施するものです。

(2) 回答の方法

些細なことでも結構ですので、ご意見等を記入していただき、9 月 18 日(火)までにメール等で回答をお願いします。

1 基本的事項について

問 1. 団体名、回答者の氏名を記入してください。

(1) 団体名	
(2) 回答者氏名	

2 まちづくり総合交付金課題解決特別事業について

問 2. 課題解決特別事業の申請内容（事業内容や目標設定、職員によるブラッシュアップ等）に関して、ご意見等を記入してください。

3 まちづくり総合交付金制度について

問3. 平成29年度よりヒアリング方式の審査を実施しておりますが、審査方法に関してご意見を記入してください。

問4. 課題解決特別事業に限らず、交付金制度全般に関してご意見等を記入してください。

アンケートは以上になります。ご協力、ありがとうございました。

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成 23 年 3 月 31 日

告示第 40 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 40 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 39 号

平成 28 年 3 月 23 日告示第 24 号

平成 29 年 3 月 29 日告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成 23 年浜田市告示第 39 号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。
- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第 4 条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

(1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動

(2) 課題解決特別事業費 次に掲げる活動

ア 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づき、地域課題を解決するために取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動

イ 複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動

(3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

(1) 宗教的活動に要する経費

(2) 政治目的の活動に要する経費

(3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費

(4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。)に要する経費

(5) 寄附又は協賛に要する経費

(6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日(地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日)までにまちづくり総合交付金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定

し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

（変更交付申請等）

第 9 条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあった額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第 4 号）に第 7 条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（団体の新設等）

第 10 条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

（繰越し等）

第 11 条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の 3 月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第 6 号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第 7 号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。

4 市長は、交付事業者が第 1 項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

(1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の 5 分の 1 の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該 5 分の 1 の額を控除した額

(2) 町内会等 当該繰越金相当額
（積立て）

第 12 条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の 3 月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書（様式第 8 号）を市長に提

出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
- (4) 総合交付金の使途を確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。）
- (5) 活動状況が確認できる写真
- (6) 積立金の管理状況が確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
- (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。

（総合交付金の返還）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
- (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分
- (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日告示第 40 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日告示第 39 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第 14 条を除く。)の規定は、平成 25 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成 24 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 23 日告示第 24 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 次項及び附則第 4 項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成 28 年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成 27 年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第 16 条の規定は、平成 27 年度分までの総合交付金についても、適用する。
(平成 28 年度の総合交付金の特例)
- 4 平成 28 年度に交付する総合交付金については、新告示第 12 条第 4 項第 1 号の規定は、適用しない。

附 則 (平成 29 年 3 月 29 日告示第 45 号)
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

（平24告示40・平25告示39・平28告示24・平29告示45・一部改正）

総合交付金の額

区分				総合交付金の額
1 均等割				1 町内会等につき 2 万円
2 世帯数割				総合交付金を交付する年度の前年度の 2 月 1 日（以下「基準日」という。）における交付対象団体の世帯数に次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額 (1) 地区まちづくり推進委員会 1,500 円 (2) 町内会等 1,200 円
3 面積割				基準日における交付対象者の区域の面積に 1 ヘクタールにつき 100 円を乗じて得た額
4 活動費	(1) 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会			1 の公民館の管轄する区域又は 1 の小学校の校区につき 100 万円（世帯数が 1,500 世帯以上のものにあつては、200 万円）
	(2) 前号以外の地区まちづくり推進委員会	ア 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね 150 世帯以上 500 世帯未満	30 万円
			世帯数が 500 世帯以上 750 世帯未満	50 万円
			世帯数が 750 世帯以上 1,000 世帯未満	75 万円
			世帯数が 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	100 万円

			世帯数が 1,500 世帯以上	200 万円
	イ 複数の町で構成される地区まちづくり推進委員会		世帯数がおおむね 100 世帯以上 300 世帯未満	30 万円
			世帯数が 300 世帯以上 400 世帯未満	50 万円
			世帯数が 400 世帯以上 500 世帯未満	75 万円
			世帯数が 500 世帯以上 1,500 世帯未満	100 万円
			世帯数が 1,500 世帯以上	200 万円
5 課題解決特別事業費				50 万円
6 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体	5 万円		
	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体	20 万円		

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
 - ア 地区まちづくり推進委員会 第 1 項から第 5 項までの額
 - イ 町内会等 第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の額
- (2) 「公民館」とは、浜田市立公民館条例（平成 17 年浜田市条例第 95 号）第 2 条第 1 項の公民館をいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成 22 年 4 月 1 日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 17 年浜田市教育委員会規則第 15 号）別表第 1 に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正を行うにあたり、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関すること。
- (2) 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(構成等)

第3条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関しての検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

○浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

平成23年 3 月31日告示第40号

改正

平成24年 3 月30日告示第40号
平成25年 3 月29日告示第39号
平成28年 3 月23日告示第24号
平成29年 3 月29日告示第45号
平成31年 3 月29日告示第55号
令和 2 年 4 月23日告示第97号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第 6 条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第 1 号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第 3 条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関すること。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関すること。
- (3) 地域の防犯及び防災に関すること。
- (4) 青少年の健全育成に関すること。
- (5) 健康福祉の向上に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関すること。

- (8) 生活基盤の確保に関すること。
- (9) 地域資源の活用に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められること。

(総合交付金の区分及び額)

第4条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることができる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 次に掲げる活動（その活動に要する経費が10万円以上のものに限る。）

ア 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づき、地域課題を解決するために取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動

イ 複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動

- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
- (2) 政治目的の活動に要する経費
- (3) 物品（原則として単価が20万円未満のものを除く。）又は酒類の購入に要する経費
- (4) 建物の整備、修繕等（原則としてその費用が60万円未満のものを除く。）に要する経費
- (5) 寄附又は協賛に要する経費
- (6) その他市長が適当でないと認める経費

(交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。）の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書（様式第1号）により当該交付対象者に通知するも

のとする。

(交付申請)

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日（地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日）までにまちづくり総合交付金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

(変更交付申請等)

第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあつた額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(団体の新設等)

第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

(繰越し等)

第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

- 2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があつたときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）

の額を通知するものとする。

- 4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

(1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額

(2) 町内会等 当該繰越金相当額
(積立て)

第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書（様式第8号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
(4) 総合交付金の使途を確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。）
(5) 活動状況が確認できる写真
(6) 積立金の管理状況が確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。）
(7) その他市長が必要と認める書類
(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
(2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各

号に定める活動以外の活動に使用したとき。

(総合交付金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

(1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分

(2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分

(3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)

3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（第14条を除く。）の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24

年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月23日告示第24号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項及び附則第 4 項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（以下「新告示」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。
（平成28年度の総合交付金の特例）
- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第 4 項第 1 号の規定は、適用しない。

附 則（平成29年 3 月29日告示第45号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第55号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

総合交付金の額

区分		総合交付金の額
1	均等割	1 町内会等につき 2 万円
2	世帯数割	総合交付金を交付する年度の前年度の 2 月 1 日（以下「基準日」という。）における交付対象団体の世帯数に次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額 （1） 地区まちづくり推進委員会 1,500円 （2） 町内会等 1,200円
3	面積割	基準日における交付対象者の区域の面積に 1 ヘクタールにつき100 円を乗じて得た額
4	活動費	（1） 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会 1 の公民館の管轄する区域又は 1 の小学校の校区につき100万円 （世帯数が1,500世帯以上のもの

			にあっては、200万円)
(2) 前号以外の地区まちづくり推進委員会	ア 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおむね150世帯以上500世帯未満	30万円
		世帯数が500世帯以上750世帯未満	50万円
		世帯数が750世帯以上1,000世帯未満	75万円
		世帯数が1,000世帯以上1,500世帯未満	100万円
		世帯数が1,500世帯以上	200万円
	イ 複数の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおむね100世帯以上300世帯未満	30万円
		世帯数が300世帯以上400世帯未満	50万円
		世帯数が400世帯以上500世帯未満	75万円
		世帯数が500世帯以上	100万円

			上1,500世帯未満	
			世帯数が1,500世帯以上	200万円
5 課題解決特別事業費				50万円（複数年度にわたって地域課題の解決に取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動の場合は、100万円）
6 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体			5万円
	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体			20万円

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
- ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
- イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「公民館」とは、浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）第2条第1項の公民館をいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう

様式第 1 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長 印

年度まちづくり総合交付金交付可能額通知書

年度まちづくり総合交付金について、下記のとおり交付可能額を決定しましたので、浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付可能額 円

2 積算根拠

区 分	算定方法	算出額
均等割		円
世帯数割		円
面積割		円
活動費		円
合 計		円

3 その他

年 月 日

浜田市長 様

申請者 団体名 _____
代表者住所 _____
役職 _____ 代表者名 _____ (印)

まちづくり総合交付金交付申請書

まちづくり総合交付金の交付を受けたいので、浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他(総会資料等)

- 3 振込先
まちづくり総合交付金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他(				
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

様式第3号(第8条関係)

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



まちづくり総合交付金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありましたまちづくり総合交付金の交付について、下記のとおり決定(却下)しましたので、浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付時期

(却下理由)

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 団体名 _____
代表者住所 _____
役職 _____ 代表者名 _____ 印

まちづくり総合交付金変更交付申請書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあったまちづくり総合交付金について、次のとおり変更したいので、浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

1 交付額	(1) 交付可能額	円
	(2) 既交付決定額	円
	(3) 変更交付申請額	円
	(4) 差額 (3)－(2)	円
2 変更の理由		
3 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他	

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたまちづくり総合交付金の
交付の変更について、次のとおり決定（却下）しましたので、浜田市まちづ
くり総合交付金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付額	(1) 既交付決定額	円
	(2) 変更交付決定額	円
	(3) 今回交付決定額 (2)－(1)	円
2 交付時期		
(却下理由)		

年 月 日

浜田市長 様

申請者 団体名 _____
代表者住所 _____
役職 _____ 代表者名 _____ ⑩

まちづくり総合交付金繰越協議書

年度において交付を受けたまちづくり総合交付金を翌年度に繰り越して使用したいので、下記のとおり浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により協議します。

記

繰越額 円

1 繰越しが必要な理由

2 決算の状況

(1) 交付決定額		円
(2) 交付決定額の 1/5 の額	(1)×20%	円
(3) 繰越額		円
(4) 繰越割合	(3)÷(1)	(%)
(5) 交付可能額の 1/5 を超える額	(3)－(2)	円

第 号
年 月 日

様

浜田市長 図

まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書

年 月 日付けで協議のありましたまちづくり総合交付金の繰越しについて、下記のとおり決定しましたので、浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認します。

繰越承認額	円 (うち翌年度の交付金から控除する額 円)
備 考	

2 次の理由により承認できません。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 団体名 _____

代表者住所 _____

役職 _____ 代表者名 _____ 印

まちづくり総合交付金積立計画協議書

年度において交付を受けたまちづくり総合交付金の一部を積み立てたいので、下記のとおり浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により協議します。

記

1 積立協議額 _____ 円

2 添付資料

- (1) 積立金利用計画書
- (2) その他

第 号
年 月 日

様

浜田市長 図

まちづくり総合交付金積立承認（不承認）通知書

年 月 日付けで協議のありましたまちづくり総合交付金の積立について、下記のとおり決定しましたので、浜田市まちづくり総合交付金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認します。

積立承認額	円
備 考	

2 次の理由により承認できません。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 団体名 _____
代表者住所 _____
役職 _____ 代表者名 _____ ⑩

まちづくり総合交付金実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定の
あったまちづくり総合交付金の実績について、下記のとおり浜田市まちづく
り総合交付金交付要綱第 13 条の規定により報告します。

記

1 決算状況

- | | |
|-------------|----|
| (1) 交付金額 | 円 |
| (2) 支出決算額 | 円 |
| (ア 事業に要した経費 | 円) |
| (イ 積立金額 | 円) |
| (ウ 繰越金額 | 円) |

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
- (4) 総合交付金の使途を確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部
を交付事業団体の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。）
- (5) 活動状況が確認できる写真
- (6) 積立金の管理状況が確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部
を積立金として保有している場合に限る。）
- (7) その他

浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の町内会等を地区まちづくり推進委員会として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の町をいう。
- (2) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町内の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。
- (3) 地区まちづくり推進委員会 地域のまちづくり活動を行うために町内会等が自主的に組織する団体をいう。

(地区まちづくり推進委員会の要件)

第3条 地区まちづくり推進委員会は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、次項に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 単一又は複数の公民館（浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）第2条第1項の公民館をいう。）の区域内の町内会等で組織された団体
 - (2) 単一又は複数の小学校の校区（平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。）内の町内会等で組織された団体
 - (3) 単一の町を主体として組織された団体であって、当該団体に属する世帯数がおおむね150世帯を超えるもの
 - (4) 複数の町を主体として組織された団体であって、当該団体に属する世帯数がおおむね100世帯を超えるもの
 - (5) 単一又は複数の町内会等で組織された団体であって、当該団体に属する世帯数がおおむね150世帯を超えるもの。ただし、地理的条件、慣習その他やむを得ない理由により前各号の団体として組織することができないと市長が認める団体に限る。
- 2 地区まちづくり推進委員会の要件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地区まちづくり推進委員会の規約（以下「委員会規約」という。）を策定していること。

- (2) 地区まちづくり推進委員会を構成する町内会等の区域内の全ての世帯を構成員の対象としていること。
- (3) 地区まちづくり推進委員会の運営が構成員の総意に基づき行われていること。
- (4) 地区まちづくり推進委員会として、次条に掲げる事業を行うこと。
(地区まちづくり推進委員会の事業)

第4条 地区まちづくり推進委員会が行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の振興に関すること。
- (2) 住民の交流に関すること。
- (3) 地域の防災に関すること。
- (4) 地域の課題の解決に関すること。
- (5) その他地域のまちづくり活動に関し必要な事項
(認定の申請)

第5条 地区まちづくり推進委員会の認定を受けようとする町内会等の代表者（以下「申請者」という。）は、地区まちづくり推進委員会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 委員会規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類
(認定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、地区まちづくり推進委員会認定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(委員会規約)

第7条 委員会規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置目的又は理念
- (3) 事業内容
- (4) 構成する町内会等の名称及び代表者名
- (5) 地区まちづくり推進委員会の代表者の選出方法及び任期
- (6) 地区まちづくり推進委員会の役員の人数、選出方法及び任期
- (7) 総会の時期及び方法
- (8) その他地区まちづくり推進委員会の運営に関し必要な事項
(変更の届出)

第8条 地区まちづくり推進委員会の代表者は、第6条の規定による認定を受けた後において、委員会規約、組織等に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（地区まちづくり計画）

第9条 地区まちづくり推進委員会は、第6条に規定する認定を受けた日から1年以内に、第4条に掲げる事業を継続的に行うために必要な基本的な計画（以下「地区まちづくり計画」という。）を策定しなければならない。

2 地区まちづくり推進委員会は、地区まちづくり計画を策定したときは、速やかに市長に提出するものとする。地区まちづくり計画を変更したときも、また同様とする。

（活動の制限）

第10条 地区まちづくり推進委員会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

（解散等の届出）

第11条 地区まちづくり推進委員会の代表者は、組織を解散したとき、又は活動を休止したときは、速やかに地区まちづくり推進委員会解散（休止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区まちづくり推進委員会の認定を取り消すものとする。

- (1) 第10条の規定に違反したとき。
 - (2) 前条の規定による解散の届出があったとき。
 - (3) 地区まちづくり推進委員会としての要件を欠くと認められるとき。
 - (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により地区まちづくり推進委員会の認定を取り消したときは、地区まちづくり推進委員会認定取消通知書（様式第4号）により当該地区まちづくり推進委員会の代表者に通知するものとする。

（助言等）

第13条 市長は、地区まちづくり推進委員会の円滑な運営のために必要があ

ると認めるときは、関係者に対し必要な助言、情報の提供等を行うことができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、地区まちづくり推進委員会の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第39号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第38号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に認定を受けている地区まちづくり推進委員会のうち、地区まちづくり計画を策定していないものについては、この告示による改正後の浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱第9条の規定中「第6条に規定する認定を受けた日から1年以内に」とあるのは、「平成29年3月31日まで」と読み替えて同条の規定を適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

地区まちづくり推進委員会認定申請書

地区まちづくり推進委員会の認定を受けたいので、次のとおり浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱第5条の規定により申請します。

地区まちづくり推進 委 員 会 の 名 称	
結 成 年 月 日	
構 成 世 帯 数	
構成する町内会等の 名 称	
そ の 他	

添付書類

- (1) 委員会規約
- (2) 役員名簿
- (3) その他

様式第2号（第6条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

地区まちづくり推進委員会認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました地区まちづくり推進委員会の認定について、下記のとおり認定（却下）しましたので、浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱第6条の規定により通知します。

記

1 地区まちづくり推進委員会の名称

2 認定日

（却下理由）

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

浜田市長 様

地区まちづくり推進委員会

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

地区まちづくり推進委員会解散（休止）届

地区まちづくり推進委員会を解散（休止）しましたので、次のとおり浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱第11条の規定により届け出ます。

区 分	☐ 解散 ☐ 休止
解 散 年 月 日	
休 止 期 間	
解 散 （ 休 止 ） 理 由	

様式第4号（第12条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

地区まちづくり推進委員会認定取消通知書

地区まちづくり推進委員会の認定を取り消しましたので、下記のとおり浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認定を取り消した地区まちづくり推進委員会の名称
- 2 取消年月日
- 3 取消理由